

A close-up photograph of a hand cupped under a stream of water, with water splashing around it. The background is a soft, out-of-focus blue. The text is overlaid on the upper right portion of the image.

◆
みんなで守ろう
しんしろの水

◆
～上下水道料金のしくみ～
◆



新 城 市

令和5年8月1日ご利用分より 水道料金・公共下水道使用料・農業集落排水使用料・ 地域下水道使用料を改定します。

水道・公共下水道・農業集落排水・地域下水道は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営にあたっては、安心して安全な水道水を安定して供給・排水できる体制が必要です。

本市のこれら事業は人口の減少、節水機器等の普及により料金収入が減少する傾向にある一方、施設の更新や耐震化に伴う支出が増加する状況にあり、人員削減、各種契約内容の見直し等による経費削減に努めていますが、依然として経営環境は厳しいものとなっており、赤字分を市の一般会計から補てんしています。

本来、料金収入で事業運営すべき地方公営企業が、一般会計からの補てんに頼らざるを得ない状況となっているのは好ましい状態とは言えず、将来、市の未来を担う世代の生活に大きな負担を課す可能性があります。

このような実情を踏まえ、健全な事業運営を継続するため、水道料金・公共下水道使用料・農業集落排水使用料・地域下水道使用料を改定いたします。当冊子では、料金を改定する必要性や事業概要を説明いたします。

主な改定内容

市民生活や企業活動への急激な負担の増加を緩和するため、**水道料金は、2段階**で料金改定を行います。公共下水道使用料・農業集落排水使用料・地域下水道使用料は、1回の改定となります。

水道料金の適用時期について

令和5年7月31日以前から使用している場合

▼: 検針

検針月	令和5年					令和6年				
	6月	7月	8月	9月	10月	7月	8月	9月	10月	
水道料金	現行料金			1回目新料金		2回目新料金				
公共下水道使用料 農業集落排水使用料 (一般家庭以外) 地域下水道使用料	現行使用料			新使用料						
農業集落排水使用料 (一般家庭)	現行使用料			新使用料						

目次

施設について…………… P.02-05

1. 水処理の流れ
2. 施設数
3. 施設の更新と耐震化

経営環境について… P.06

1. 人口と水需要の変化

料金について…………… P.07-08

1. 料金の区分
2. 料金の決め方
3. 自治体ごとの料金差
4. 近隣自治体との比較
5. 1m³当たりの水の値段
6. 公共料金支払額の推移
7. 一般会計からの補てん

資料…………… P.09

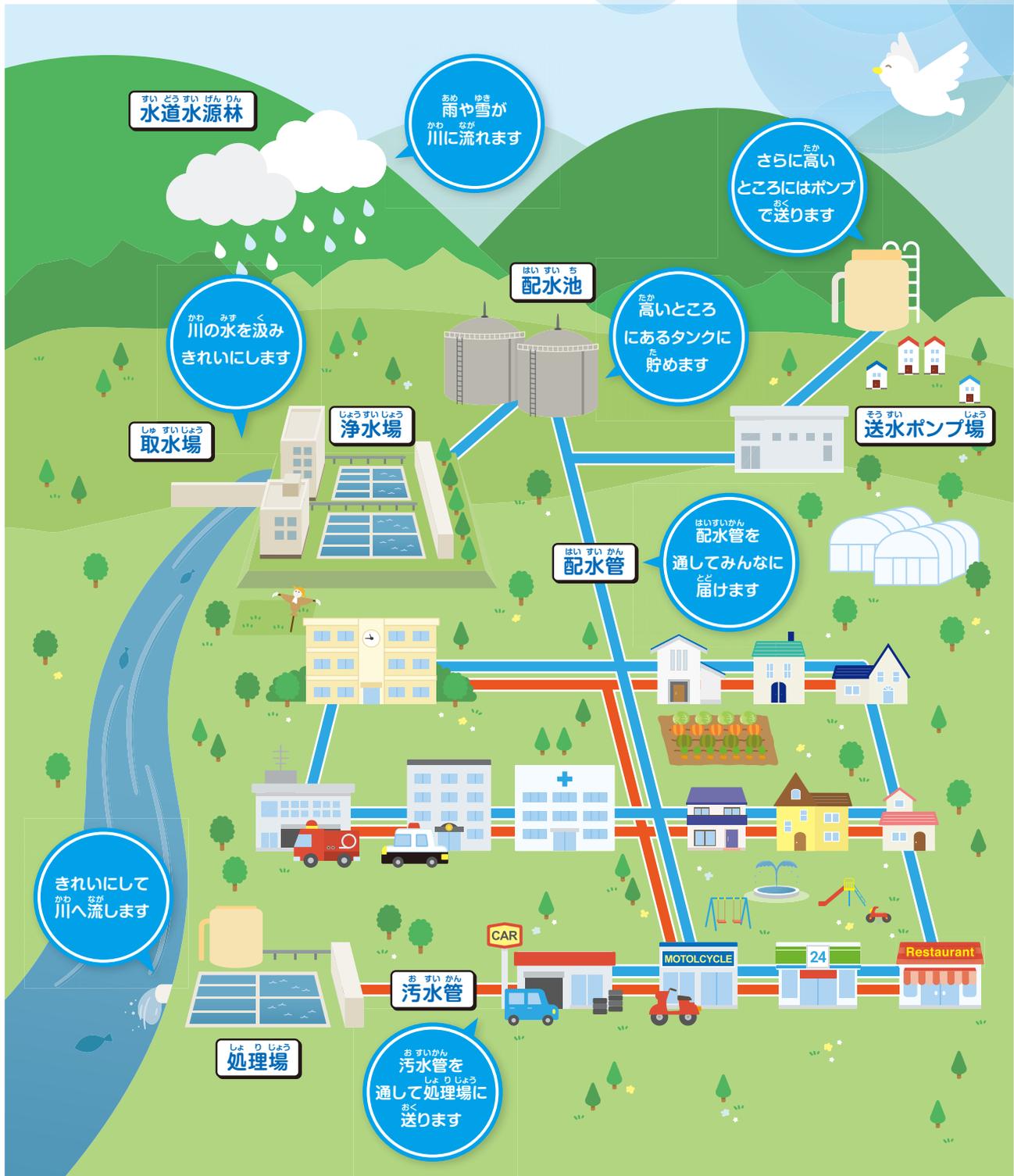
1. 料金改定対照表
2. 料金シミュレーション

施設について

1. 水処理の流れ

水道水は、河川につくられた取水場で水を汲み、浄水場で浄化・滅菌したあと、高いところにある配水池へ送り、そこから配水管を通して各家庭へお届けします。山間部の地域へは、送水ポンプ場でさらに高いところにある配水池へ送ります。

各家庭で使われたあとの水は、污水管及び中継ポンプを介して処理場へ送られ、浄化したあと、河川へ流します。



2. 施設数

新城市は東西約29.5km、南北約27.3km、面積499.23km²で**県2番目の広さ**となり、その約84%が急しゅんな山林です。このような地理的条件のため、**施設が点在**し、**管路が延びる**など**事業効率が悪く**、**運営経費も割高**となっています。

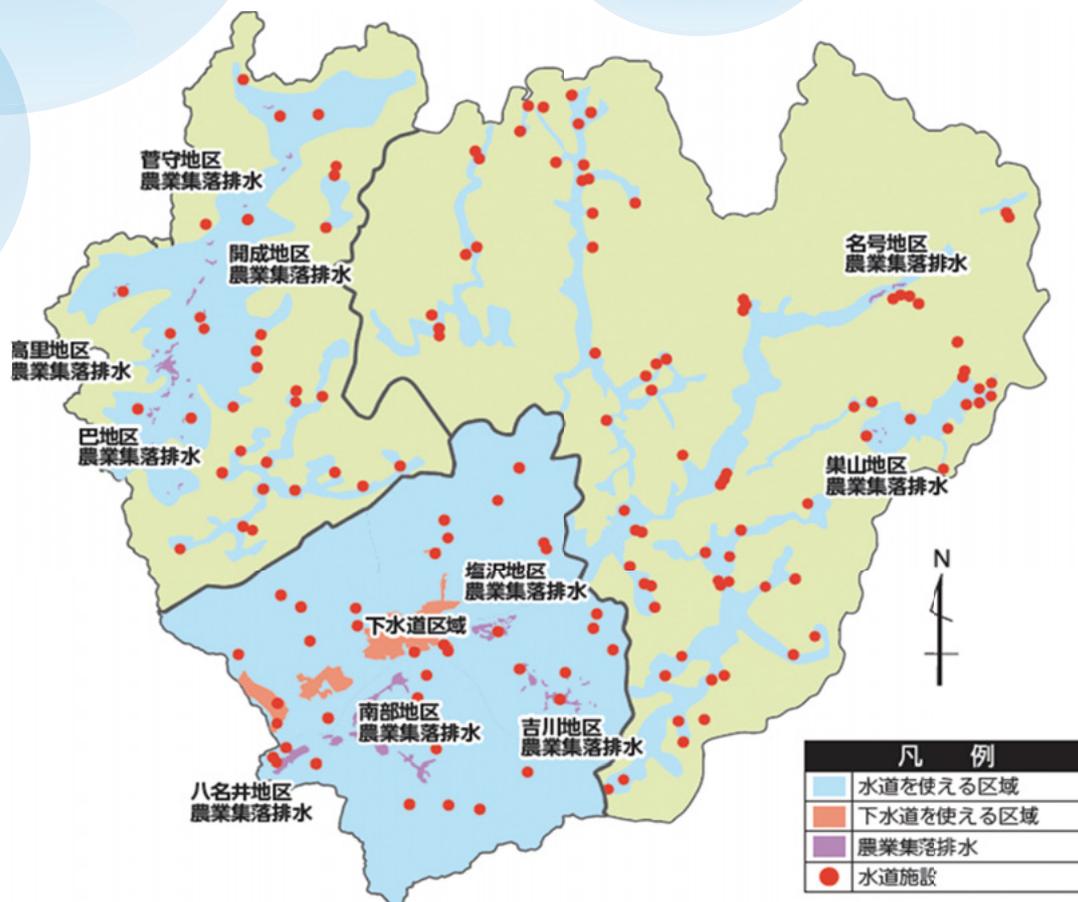


表1：水道施設数

給水面積	取水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	管路延長
211.20km ²	28箇所	21箇所	45箇所	75箇所	664,202m

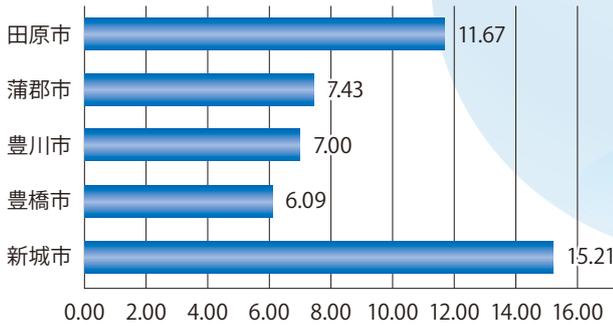
(令和4年3月31日現在)

表2：下水道及び農業集落排水施設数

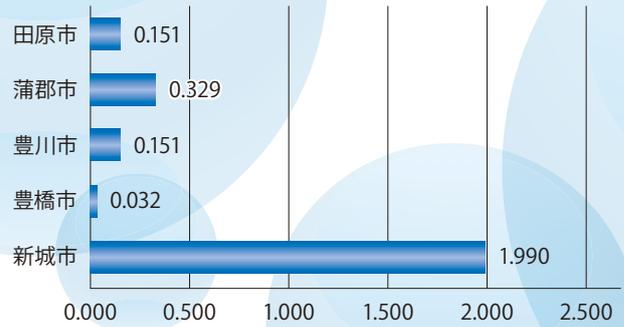
事業名	整備面積	処理施設	中継ポンプ	管路延長
公共下水道	470.30ha	0箇所	23箇所	111,241m
農業集落排水	464.00ha	10箇所	172箇所	124,955m
地域下水道 (緑が丘地区)	8.26ha	1箇所	1箇所	3,658m

(令和4年3月31日現在)

給水人口1人当たり管路延長 (m)



給水人口千人当たり施設数 (箇所)



出典：市町村の公営企業のあらし2022年12月

新城市の給水人口1人当たり管路延長は、東三河5市の中で最も短い豊橋市と比較すると2.49倍長く、給水人口千人当たり施設数は、東三河5市の中で最も少ない豊橋市と比較すると約62倍多くあります。

このように新城市の水道事業は、東三河5市で比較すると給水人口1人当たり管路延長は長く、給水人口千人当たり施設数は多くなっていることから、他市と比較しても運営経費が多く掛かっています。

3. 施設の更新と耐震化

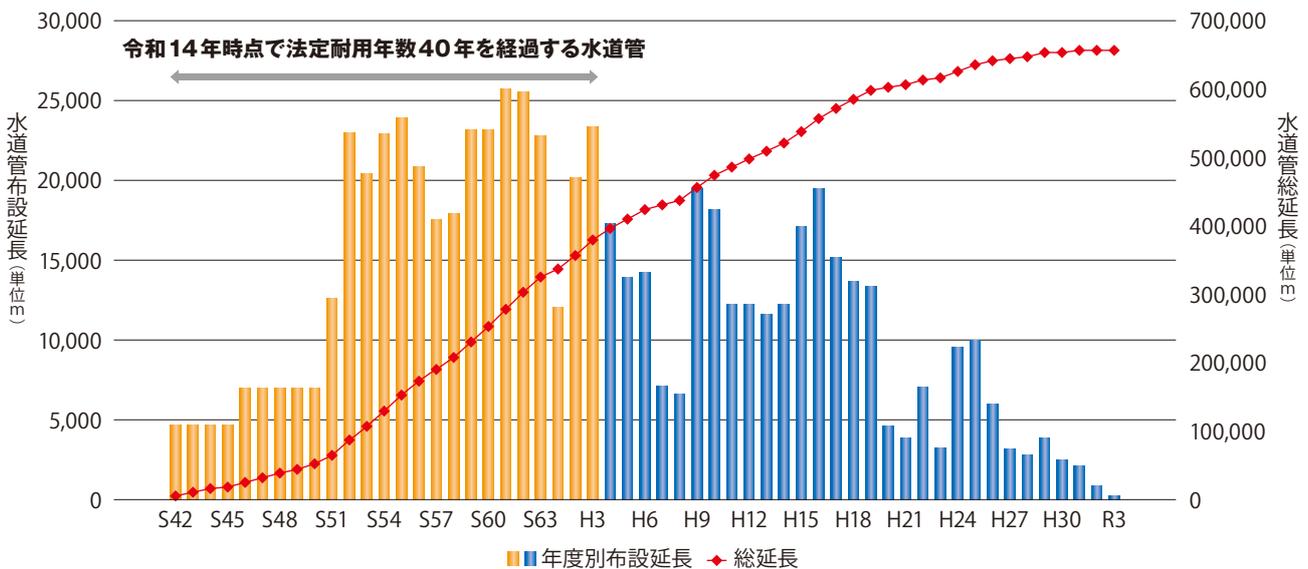
・水道事業

新城市の水道事業は、昭和27年に鳳来地区、昭和33年に新城地区、昭和53年に作手地区の主な整備が実施され、現在ではほぼ全域に水道が普及しています。

施設の法定耐用年数は、建物が50年、管路が40年、機械・電気設備が10～15年で、令和3年度末の水道管総延長は**664.2km**になり、令和14年度までに法定耐用年数を経過する管路は**約383km**になります。更新時期を迎える施設が年々増加しており、平成18・19年度に八名井浄水場、平成21年度に川田受水場の整備を行いました。

施設の耐震化については、平成29年度から上水道へ統合となった鳳来地区・作手地区の施設整備を実施しています。また、平成26年度から令和2年度までの7か年事業で、庭野配水池から災害拠点病院である、新城市民病院までの配水管の耐震化を実施しました。

表3：年度別水道管布設延長及び総延長



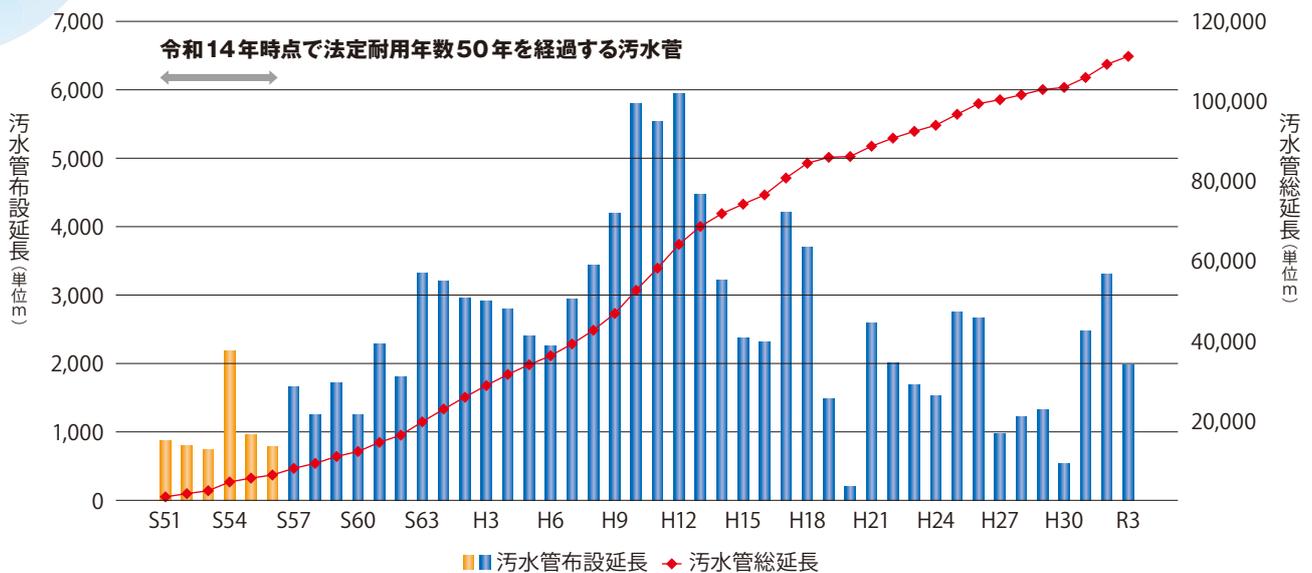
・公共下水道・農業集落排水・地域下水道事業

本市の下水道事業は、昭和51年より公共下水道の整備に着手し、平成元年より供用を開始しました。全体計画849haのうち、令和3年度末までに470haが整備され、現在も汚水処理の未普及区域の解消を目指し、杉山、富永及び豊栄地内で整備を進めています。汚水は豊川流域4市（新城市、豊橋市、豊川市、蒲郡市）で一体となる豊川流域下水道に接続し、愛知県の所有する豊川浄化センターで収集・処理しています。

昭和60年からは緑が丘地区住宅団地の開発に伴い整備されたコミュニティプラント施設である地域下水道の供用を開始しました。また、農業集落排水事業として、計10箇所の処理場を有し、管理を行っています。

公共下水道事業の汚水管渠延長は令和3年度末111.2kmになり、令和14年度までに法定耐用年数が経過する管渠は約8kmとなります。この先10年で老朽化による深刻な影響はありませんが、平成8年度から平成14年度までの間集中して整備を行ったため令和30年度以降、多額の改築、更新工事費が必要となることが予測されます。

表4：公共下水道年度別汚水管布設延長及び総延長



経営環境について

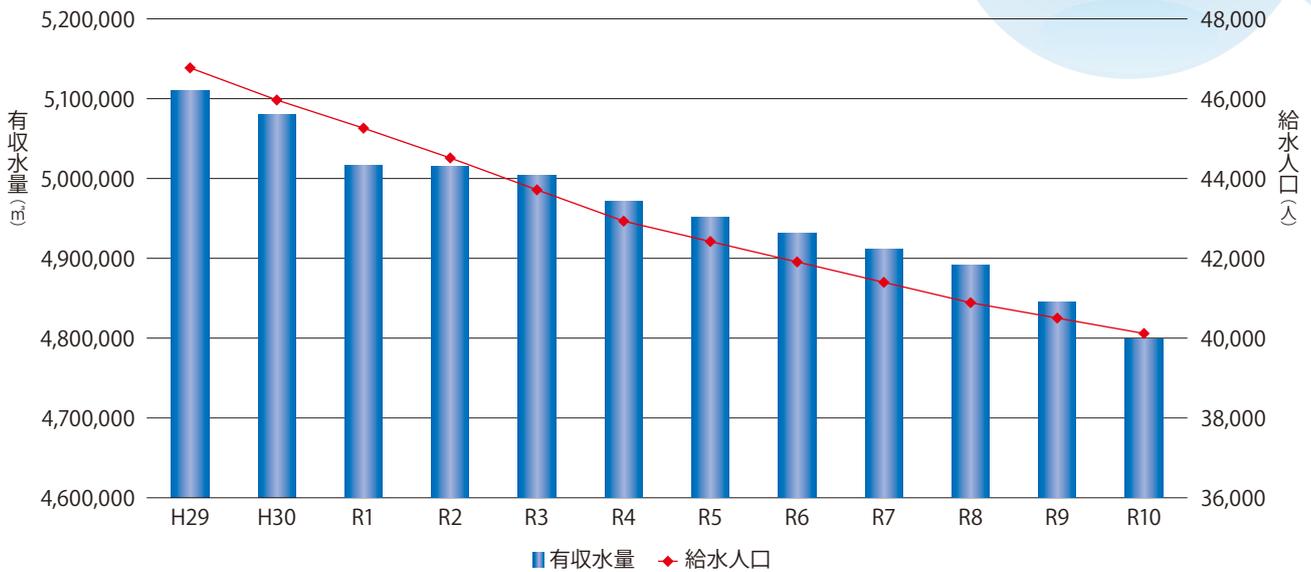
人口と水需要の変化

本市の人口は、昭和60年の**54,695人**をピークに人口減少に転じ、令和4年12月には**43,870人**にまで減少しました。

市の将来人口から算出した給水人口も減少傾向で、令和10年度には現在から約7%減少し、**約40,000人**となる見込みです。

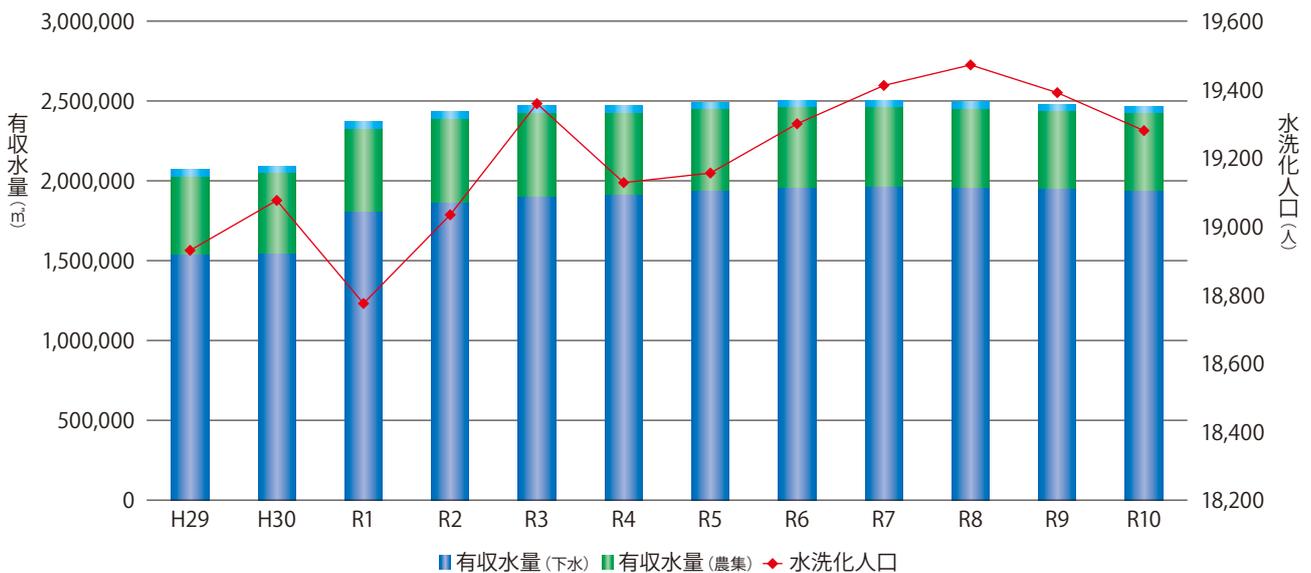
また、有収水量（料金徴収の対象となる水量）は節水型機器の普及や生活様式の変化により年々減少しており、今後は人口減少の影響により、さらに**減少**する見込みです。

表5：給水人口と有収水量の推移



一方、公共下水道、農業集落排水及び地域下水道を利用される人口である水洗化人口は、整備による区域拡大に伴い増加傾向にあります。今後は整備の収束により、人口減少の影響を受け減少していくことが予想されます。

表6：水洗化人口と有収水量の推移



注：（下水）公共下水道事業（農集）農業集落排水事業（地下）地域下水道事業

料金について

1. 料金の区分

事業の運営に必要となる経費を算出し、その経費を、水道メーターの口径の大きさと使用水量等に応じて使用者の皆様にご負担していただくように基本料金、従量料金を設定しています。

種別	定義
基本料金	使用水量の有無に関わらず水道メーターの口径に応じて、負担していただく料金
従量料金	使用水量又は使用人数に応じて、負担していただく料金

2. 料金の決め方

事業の経費には、安心して安全な水道水を供給・処理できる体制を維持するため固定的にかかる経費と、給水量に応じて変動する経費があります。

経費の例としては、検針や料金収納に要する経費、メーター設置費、施設の維持管理・更新費などが固定的にかかる経費、薬品費や電気料金などが給水量に応じて変動する経費です。

基本料金、従量料金の水準は、この経費を賄うことができるよう設定されています。

3. 自治体ごとの料金差

料金は、事業を運営する自治体ごとに違います。それは、人口や対象区域、水源からの距離、原水の水質、施設の整備時期などの違いにより、事業にかかる経費が異なるためです。

新城市では、平成17年10月の市町村合併時には新城地区、鳳来地区、作手地区で料金に違いがありましたが、平成29年4月から同一料金になっています。

4. 近隣自治体との比較

事業効率は人口密度が低い程悪くなり、料金は高くなる傾向があります。

表7：近隣自治体との比較（2カ月分）

自治体名	区分	利用人口	区域面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	料金 (円) (税込) ^{*1}	
					R5.8.1~	R6.8.1~
新城市	水道	44,515人	211.20km ²	210.77人/km ²	6,578円	7,238円
	公共下水道	17,008人	4.61km ²	3,689.37人/km ²	5,786円	5,786円
	農業集落排水	4,358人	4.64km ²	939.22人/km ²	10,274円	10,274円
	地域下水道	493人	0.08km ²	6,162.50人/km ²	5,830円	5,830円
豊橋市	水道	373,003人	220.94km ²	1,688.25人/km ²	3,014円	
	公共下水道	264,873人	44.64km ²	5,933.53人/km ²	4,554円	
	地域下水道	8,549人	4.03km ²	2,121.34人/km ²	5,280円	
豊川市	水道	186,153人	113.69km ²	1,637.37人/km ²	4,400円	
	公共下水道	150,436人	31.76km ²	4,736.65人/km ²	3,982円	
	農業集落排水	2,818人	1.62km ²	1,739.51人/km ²	7,238円~	

※1：1世帯4人家族で、口径13mmを2ヶ月で40m³使用した場合
※新城市以外の料金については令和5年1月1日現在のもの

(令和2年度経営比較分析表より)

5. 1 m³当たりの水の値段

有収水量1立方メートル(1,000リットル)当たりについて、水道水を1立方メートル作るのに必要とする経費を『給水原価』といい、使用者の皆様からいただく1立方メートルあたりの平均単価を『供給単価』といいます。

水道事業については、令和3年度の新都市の供給単価は**193.21円(税抜)**、給水原価は**222.46円(税抜)**で、1立方メートル当たり**29.25円の赤字**になっています。

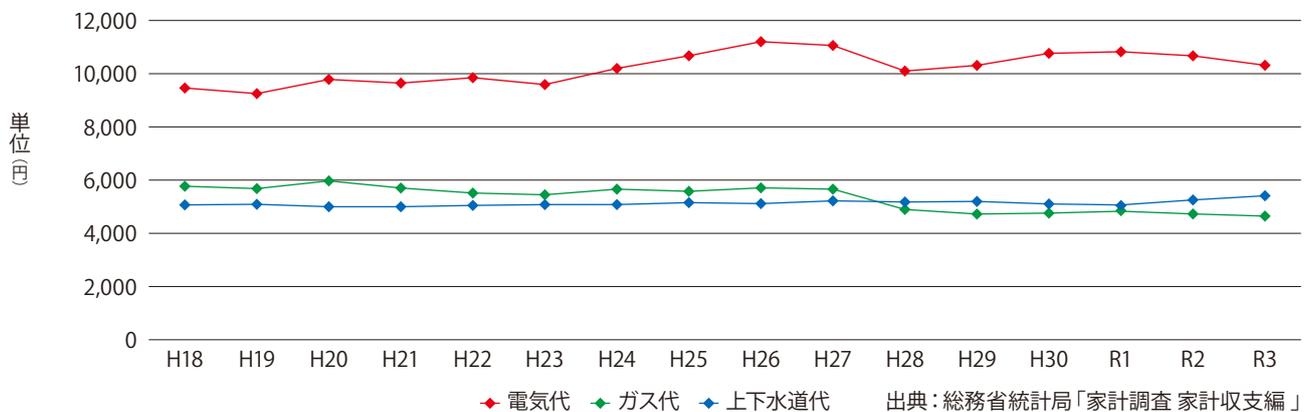
供給単価は全ての給水に対する平均値であり、水道料金は使用者の皆様が水道をご使用になられている使用水量や水道メーターの口径の大きさによって異なるため、あくまで目安の単価となります。1立方メートルは1,000リットルですので、2リットルのペットボトルで約0.4円、お風呂一杯分(200リットルの場合)で約39円となります。

下水道事業については、雨水処理は公費(一般会計)で、汚水処理は下水道使用料で賄うことが基本となっていますが、汚水処理費用に対する下水道使用料収入の割合は95.44%で、赤字となっています。

6. 公共料金支払額の推移

一般的な家庭が1か月に支払っている公共料金の推移です。ライフラインの料金は物価の影響を受けやすいことから、価格が変動しやすく、実際に電気・ガスの料金は過去15年余りの間に大きく上下しています。

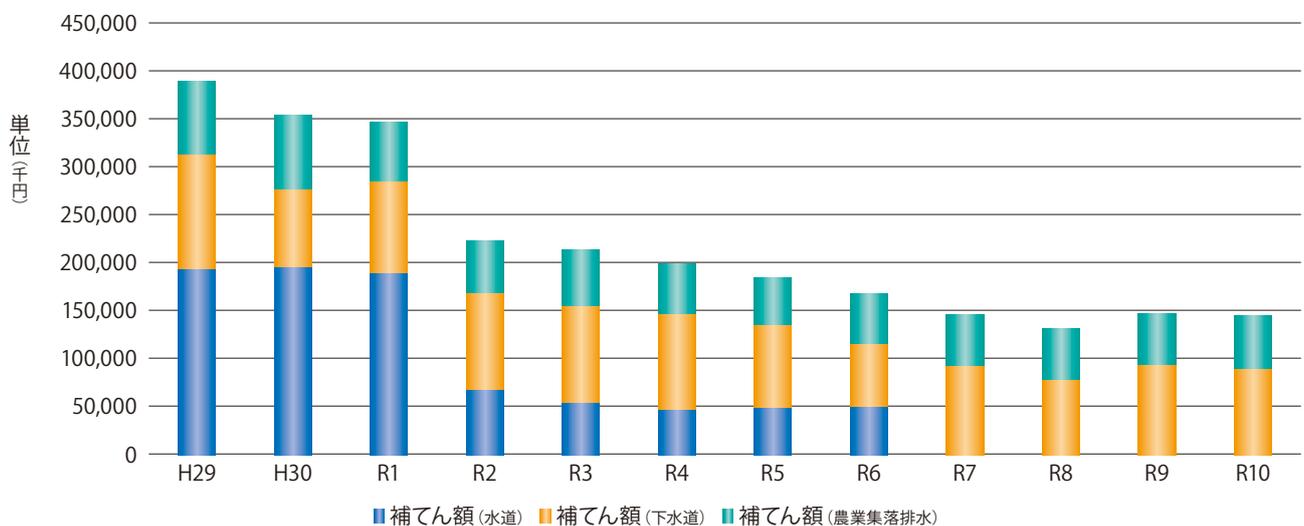
表8：公共料金支払額の推移



7. 一般会計からの補てん

料金収入で補えない赤字分は、市の一般会計から補てんしています。しかし、この補てんは上下水道や農業集落排水を使用していない方はもちろんのこと、今後、市の将来を担う子どもたちへの負担に繋がるため、極力、減らしていく必要があります。

表9：一般会計からの補てん額の推移



資料

1. 料金改定対照表（1ヶ月当り）

(1) 水道料金

※段階的に改定を行います

種類	区分	適用料金		
		現行	R5.8.1～	R6.8.1～
基本料金 (メーター口径別)	13mm	814円	1,144円	1,474円
	20mm	1,760円	2,486円	3,212円
	25mm	2,860円	4,037円	5,214円
	30mm	3,300円	4,961円	6,622円
	40mm	11,000円	15,521円	20,042円
	50mm	19,800円	27,940円	36,080円
	75mm	41,140円	58,047円	74,954円
	100mm	88,000円	124,168円	160,336円
使用水量別料金 ※基本料金に加算する料金1m ³ 当り	1m ³ から10m ³ まで	82.5円		
	11m ³ から20m ³ まで	132円		
	21m ³ から30m ³ まで	187円		
	31m ³ から50m ³ まで	231円		
	51m ³ から100m ³ まで	264円		

(2) 公共下水道使用料・地域下水道使用料

※()内は地域下水道のみ

種類	区分	適用料金	
		現行	R5.8.1～
基本使用料		605円(990円)	638円(1,045円)
排水量別使用料 ※基本使用料に加算する料金1m ³ 当り	1m ³ から10m ³ まで(9m ³ から10m ³ まで)	82.5円(440円)	
	11m ³ から20m ³ まで	143円	
	21m ³ から30m ³ まで	165円	
	31m ³ から50m ³ まで	203.5円	
	51m ³ から100m ³ まで	225.5円	

(3) 農業集落排水使用料（一般家庭）

※一般家庭以外の場合は別に計算

種類	区分	適用料金	
		現行	R5.8.1～
基本使用料	1世帯につき	2,530円	2,585円
世帯員数別使用料	1人につき	638円	

2. 料金シミュレーション（口径13mmを1期2ヶ月ご使用の場合）

単位：円

使用水量	現行			R5.8.1改定後			R6.8.1改定後		
	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計
20m ³	3,278	2,860	6,138	3,938	2,926	6,864	4,598	2,926	7,524
40m ³	5,918	5,720	11,638	6,578	5,786	12,364	7,238	5,786	13,024
60m ³	9,658	9,020	18,678	10,318	9,086	19,404	10,978	9,086	20,064

※全て消費税及び地方消費税額を含む

水道の使用開始及び休止に伴う手数料 1回につき500円

おわりに

上下水道・農業集落排水事業は、皆様からいただく料金収入により支えられています。

市民生活に欠かすことのできないライフラインを守り、安心・安全な水を安定してお届け、処理し続け、健全な経営を行うため、業務の見直しや職員を減らすなど経費の削減に取り組んできました。

しかし、こうした経営努力のみでは、今後の厳しい経営状況を乗り切ることができず、料金を据え置いた場合は、これまで同様のサービスを維持することができません。

今後は各事業の経営状況を見据え、施設・設備規模の最適化を図るなど、さらなる経営の効率化や経費の削減に取り組み、事業経営の健全化に努めてまいります。



◆◆
**みんなで守ろう
しんしろの水**
～上下水道料金のしくみ～
◆◆

お問い合わせ

TEL : 0536-23-7645

(電話番号のかけ間違いにご注意ください)

E-mail : suidou@city.shinshiro.lg.jp

編集・発行 / 新城市上下水道部経営課